

記入例

第2号様式(第5条関係)

誓約書

申請者及びその役員は、那覇市下水道条例第11条及び那覇市排水設備指定工事店規程第4条のいずれにも適合する者であることを誓約いたします。

○年 ○月 ○日

那覇市上下水道事業管理者 宛

申請者

商号 株式会社なはしすいどう設備

- ・法人は記名・押印
- ・個人は署名または記名・押印

代表者氏名 代表取締役 那覇 太郎

代表者印

営業所所在地 那覇市おもろまち1丁目1番1号

○那覇市下水道条例（抜粋）

（排水設備の工事の実施）

第10条 排水設備の新設等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。

（指定工事店の指定）

第11条 指定工事店は、次に掲げる要件のいずれにも適合する者のうちから管理者が指定する。

- (1) 管理者が定める方法により責任技術者を選任していること。
- (2) 沖縄県内に営業所があること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 指定工事店の事業主(法人にあつては、代表者。次号において同じ。)が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (5) 指定工事店の事業主が責任技術者である場合において、この者が法第5章の規定により拘禁刑(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)第376条の規定による改正前の法第5章に規定する懲役を含む。)若しくは罰金刑に処せられ、又は第54条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行が終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 指定工事店が第17条の規定により指定を取り消された場合は、その日から2年を経過していること。
- (7) その他管理者が定める要件

○那覇市排水設備指定工事店規程（抜粋）

（指定工事店の指定の要件）

第4条 条例第11条第7号の管理者が定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人が指定工事店の指定を受ける場合において、その役員となる者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないこと。
 - イ 精神の機能の障がいにより排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないこと。
 - ウ 下水道法第 5 章の規定により拘禁刑(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和 4 年法律第 68 号)第 376 条の規定による改正前の法第 5 章に規定する懲役を含む。)若しくは罰金刑に処せられ、又は条例第 54 条の規定により過料の処分を受けたときは、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は過料の処分を受けた日から 2 年を経過しないこと。
 - エ 条例第 17 条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主(法人にあっては代表者。以下同じ。)又は役員であったものが、その取り消しの日から 2 年を経過しないこと。
- (2) 条例第 17 条の規定により指定を取り消された指定工事店の事業主であった者が、新たに事業主又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けるときは、当該取り消しの日から 2 年を経過しているこ